船橋市

巡回相談利用の手引き

　　　　　　　　（令和７年度版）

船橋市こども発達相談センター

目次

・園で、ちょっと気になるお子さんはいませんか・・・3

・巡回相談利用について・・・4

・申し込みの手順・・・5

・巡回相談の流れ・・・７

・参考　巡回相談の手順・・・８

・巡回相談に関するQ＆A・・・９

・こども発達相談センターに関するQ＆A・・・１３



他の子とどこか違う？

園ではどう関わるのが

いいのかしら？

保護者にも伝えたいけれど、どう説明したらいい？

園で、ちょっと気になるお子さんはいませんか？

乳幼児期は発達の個人差が大きい時期ですので、その子に合わせた関わりを続けながら、長い目で成長を見ていくことも必要です。

集団の中で行動や発達が気になるお子さんへの対応にお悩みの際には、こども発達相談センターの巡回相談をご利用ください。

園でのお子さんのご様子を拝見し、先生方と一緒に対応について考えます。

巡回相談利用について

**○目的**

船橋市は、子ども・子育て支援事業計画基本施策３【特別な配慮を要する子どもへの支援の充実】に関連する取り組みとして、障害児等の教育・保育環境の充実を掲げています。それに基づき、こども発達相談センターでは、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育所、認可外・認証保育所（事業所内保育所除く）を訪問し、巡回相談を行っています。

在園児で発達や行動の気になるお子さんについて、お子さん一人一人がよりスムーズに園生活を送れるよう、こども発達相談センターの専門職が、対応の工夫について先生方と一緒に考えます。

＊巡回相談では、お子さんの発達障害の有無を判定することはできません。

＊発達支援児の保育についてのご相談は**保育運営課**にお問い合わせください。

＊巡回相談の目的は、園の中でのより良い支援方法を探ることであり、転園・退園を勧めることはありません。

＊巡回相談員が直接保護者にお会いして巡回の様子をお伝えすることはできません。また、巡回時の様子について、保護者から直接こども発達相談センターにお問い合わせいただいても、お答えすることはできません。

**○巡回相談員**

対象のお子さんの課題やご相談の内容に合わせて、こども発達相談センターの専門職（心理発達相談員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士）が園にうかがいます。

相談員は原則として「巡回相談員」の名札を着用しています（園の状況によっては着用しないことも可能です）。

**〇巡回相談の時期（予定）**

1期：５月下旬～８月

2期：９月中旬～１２月

**○申し込みの手順**

こども発達相談センターより、「巡回相談事業への協力依頼」をお送りいたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 巡回相談対象児決定（３名まで）対象児の保護者に巡回相談の説明をし、承諾書にサインをもらう。**ご覧ください！**申込に必要な書類を揃え、コピーを提出する。（郵送/スマート申請/持ち込み）・巡回相談申込票（様式1）**・巡回相談個人票（様式2）****・巡回に関する承諾書（様式3）****＊常に最新のものを使用**いずれの書式も最新のものを、こども発達相談センターのホームページよりダウンロード可能。**全ての書類が揃って到着することで申****し込みの完了となります。**訪園日決定**お知らせとお願い** | 承諾書原本は園で保管。コピーを提出。＊『巡回相談ポスター』『巡回相談に関する承諾書（巡回相談のお知らせ）』「巡回相談に関するQ&A」Q１（個人情報の取り扱いについて）、Q2（説明のコツ）参照期間内必着、FAX不可。郵送の場合は、到着まで５日ほどかかりますので、余裕を持ってお申し込みください。公立保育園は保育運営課へ提出。全対象児について記入したものを**1**枚対象児が「こども発達相談センター」「マザーズホーム」「親子教室」を利用している場合は記入。各児童1枚ずつ「園使用欄」に対象児Noを記入し、**コピー**を提出。全ての対象児Noが様式１・２・3枚全て揃っていることを確認。＊【記入例】参照申し込みについてお困りの際には早めにお電話にてご相談ください。締め切り日の翌週より日程調整のご連絡をいたします。・担当職種は相談内容を検討し、センターで決定しご案内します。・公立保育園に在籍するマザーズ利用児の巡回相談はマザーズ職員が担当する場合があることを保護者にご説明ください。 締め切りから1週間以上経過しても、連絡がない場合はお問い合わせください。 |

**〇相談する予定のお子さんがお休みになった場合**

原則として、別日に相談を設定することはできません。また、他のお子さんと変更することもできません。

お子さんがお休みの場合でも、当日に園へ伺い相談を行うことや、当日に電話で相談を行うことができます。対象児のお休みが分かり次第こども発達相談センターへご連絡ください。

**○巡回相談の流れ**

|  |  |
| --- | --- |
| 約1週間前～事前打ち合わせ訪園当日朝の打合せ観察カンファレンス後日保護者へのフィードバック＜私立園＞アンケートをこ発へFax＜公立園＞巡回相談個人報告書（様式4）を保育運営課へ提出 | 担当相談員から園へ電話。当日のスケジュールなどの最終確認。当日の朝9：30を目安に訪園。・相談・観察ポイントの確認・当日のクラス活動時程と内容の確認★上手な巡回相談利用のコツ・相談したい点が見えやすい活動を設定・対象児が複数の場合はその活動が時刻的に重ならないように＊必要に応じて、お子さんに直接関わらせていただく場合があります。観察や先生方から得た情報をもとに、児童への対応方法、保護者への伝え方等を話し合う。話し合いは**１４：００**までに終了。★お願い担任の先生の他に、1名以上の先生の同席をお願いいたします。園全体で対応・支援について共有する。後日、話し合いに基づいて保護者へフィードックを行う。 |

**参考：巡回相談の手順**

こども発達相談センター　　　　　　　所属園　　　　　　　　　　　　保護者

対象児決定

（3人まで）

園からの説明に了承し、承諾書にサイン。家庭で困り事等あれば記入。

私立園アンケートをfax

公立園巡回相談個人報告書（様式4）を提出

巡回相談をもとに園と共有。

園でできる支援や家庭での困りごとについて巡回相談をもとに園の職員と保護者に共有。

観察＆カンファレンス

観察＆カンファレンス

園でのより良いかかわり方について園内で共有。

巡回相談当日

日時と職種を調整

訪園日を園へ提案

必要書類をそろえ、期日までに書類を提出

投函後、到着まで５日ほどお日にちがかかる状況です。

期日に余裕を持ってお申込みください。

対象児の保護者に承諾書へのサインをもらう

巡回相談に関するＱ＆Ａ

Q１　巡回を希望する時は、対象児の保護者から同意・承諾を得る必要がありますか？

A1 お子さんの状況を記入いただく個人票など、お子さんの個人情報を園と巡回相談員が共有するためには、個人情報保護の観点から、保護者が意図しない情報共有によるトラブルを防ぎ、安心して情報を共有できるように、承諾を得ていただくことを必須としています。

　 巡回相談の目的や内容をご説明し、保護者から承諾をいただくために、

「巡回相談のお知らせ」をご利用ください。

保護者への説明について迷われる場合は、Q2を参考にしてください。また、説明する際の配慮のしかたなどについて、こども発達相談センターに電話でご相談いただくことも可能です。

個人情報について

個人情報保護法では、氏名、生年月日、住所、顔写真など、特定の個人に関する情報（他の情報と照らし合わせれば、特定の個人に結び付く情報も）を収集するときには、①使う目的を本人に知らせ、その目的以外に使用しないこと、②目的以外のことに使用する場合は本人の同意を得ること、③第三者に情報を渡すときには本人の同意を得ること、などが定められています。

巡回相談のために提出していただくお子さんの情報も個人情報であり、園と巡回相談員がお子さんの情報を共有することは、③の第三者提供にあたりますので、保護者の同意を得ていただくことが原則となります。保護者の承諾があることで、園と巡回相談員が安心して情報を共有し、お子さんへの望ましい対応を考えることができます。

Q２　巡回相談について、保護者にどのように説明したらよいですか？

Ａ2 お子さんについて、園での様子を具体的にお伝えしながら、お子さんの困り感や先生方の心配などをお話しし、お子さんがより楽しく園生活を送れるように、巡回相談を利用して専門職からの助言を受けたい旨をお伝えください。

　　 巡回相談を利用したことやその中で話し合われた内容については、園がお子さんへの対応を工夫するためのみに用いられ、保護者の承諾なく園外に出ることはないこと、また巡回相談員が、お子さんについての情報や、巡回時の様子を口外することはない旨もご説明ください。

　　 一度お話ししただけでは保護者の理解を得られないこともあるかもしれません。そのようなときは、少し時間をかけて保護者の心配事や子育ての困り感を聴き取ったり、折に触れ、お子さんの成長した点と課題として園で取り組んでいることを保護者と共有しながら、巡回相談の利用をお勧めください。

Q３　園としてできる対応方法のアドバイスを得たいだけなのですが、保育士が気になっているお子さんの状況を、保護者と共有する必要があるでしょうか？

A３ 日ごろから保育の中で多くのお子さんの育ちをみておられる先生方が「気になる」と感じられるお子さんは、発達障害とまではいかなくても、発達に何かしらの課題を抱えていることが多いものです。

　　　先生方がそうしたお子さんの特徴を理解して関わってくださることは、そのお子さんの育ちにとって非常に有効です。先生方の気づきや関わりの工夫の経過を保護者と共有することで、お子さんについての保護者の理解が深まり、園と家庭とで足並みをそろえることができれば、就学などに向けて、お子さんのさらなる成長につなげることが期待できます。

 また、共有に際しては、話した内容を書面のみで保護者に伝えると、部分的な言葉だけが伝わったり、意図と異なる伝わり方をしてしまったりすることがあります。相談員と話し合った内容をもとに、直接対話することをお勧めします。

Q４　巡回相談時に保護者が巡回相談員と直接の相談を希望した場合は、どうしたらよいですか？

Ａ４ こども発達相談センターで行っている巡回相談は、お子さんが園でスムーズに集団生活が送れるようになるため、先生方と一緒にお子さんを理解し対応の工夫を考えることを目的としています。

そのため、保護者との直接の相談は行っていません。巡回相談時にお伝えした内容や、保護者からの質問への助言については、園の先生を通して保護者に伝えていただくことになっています。

　　お子さんの発達に関する心配について、保護者が個別の相談を希望される場合には、こども発達相談センターをご紹介ください。

　　（巡回時の様子について、保護者から直接こども発達相談センターにお問い合わせをいただいても、お答えすることはできません。）

なお、市外在住のお子さんについては、お住いの地域の相談機関にご相談くださるようお勧めください。

Q５　巡回相談員の専門性や役割について教えてください

A５ 個人票の内容や、お子さんの発達状況に応じた専門職がうかがいます。

|  |  |
| --- | --- |
| 心理発達相談員 | ことばが遅い、友達と遊ばない、活動から外れる、友達とトラブルになりやすい、気持ちの切り替えが苦手、等、お子さんの気になる様子についてのご相談に応じます。 |
| 言語聴覚士 | 発音がはっきりしない、つっかえながら話す、ことばが遅い、等、ことばやコミュニケーションについてのご相談に応じます。 |
| 理学療法士 | ハイハイをしない、歩くのが遅い、よく転ぶ、麻痺等があるので関わり方を知りたい、等、運動の発達についてのご相談に応じます。 |
| 作業療法士 | 離乳食が進まない、手先が不器用、ざらざらべたべたした感触を極端に嫌う、力加減やバランスのコントロールが苦手、といったご相談に応じます。 |

Q６　どのような活動を見てもらうのがいいですか？

Ａ６　特別な場面を設定していただく必要はありませんが、お子さんの相談したい点が見えやすい活動の場面を観察することができると、より状況に即した具体的な対応についてお話しできると思います。

　　　複数のお子さんが対象となっている場合には、見落としなくお子さんの様

子を観察できるよう、その日の活動の時間を調整してください。

Q７　専門機関を利用しているお子さんも対象になりますか？

A７ 　こども発達相談センター、その他の専門機関を利用しているお子さんについても巡回相談の対象となります。

ただし、巡回相談の短時間の観察でお子さんの様子を把握することには限界もありますので、よりお子さんに合った対応の工夫をお知りになりたい場合には、保護者と直接お話しされるか、保護者の承諾を得たうえで、そのお子さんが利用されている専門機関と情報交換される事をお勧めします。

Q８　他市に居住しているお子さんも見てもらえるのですか？

A８　他市に在住していても、市内の園に在籍しているお子さんについては巡回相談の対象となります。保護者が個別の相談を希望される場合には、お住まいの地域の相談機関にご相談下さるようお勧めください。

Q９　同じ相談員に継続的に巡回してほしいのですが？

A９　できるだけご希望に沿えるよう調整は致しますが、限られた日程の中で一人の相談員が継続的に同じ園にうかがえるよう日程調整をするのは難しい現状です。また、複数の相談員の目で見ることで、お子さんの様子を多角的にとらえることができ、新しい一面に気づいたり、さらに有効な助言ができることもあります。

　　巡回相談の方法については、園からの様々なご希望にお応えできるよう、今

後も検討を続けていきます。

Q10　発達支援児かどうか判断してもらえますか？

A10　こども発達相談センターの巡回相談は、お子さんが園でスムーズに集団生活が送れるように、先生方と一緒に対応の工夫を考えることを目的に行っており、お子さんの障害の有無や発達支援児かどうか判断することはできません。発達支援児の保育についての相談については、保育運営課にお問い合わせください。

こども発達相談センターに関するＱ＆Ａ

Q1　こども発達相談センターでは、どのような相談・支援をしているのですか？

A1　最初の面接では、保護者からのお話をうかがい、お子さんの遊びの様子を拝見します。

　　 その後、お子さんの状況に合わせ、複数の専門職が関わりながら相談を継続する中で、保護者と一緒にお子さんの発達の特性への理解を深め、対応方法などについて考えていきます。必要に応じて、発達検査を行ったり、医学相談や療育をお勧めすることもあります。

Q２　どんな場合に、こども発達相談センターの利用を勧めたらいいですか？

A２ お子さん自身が園生活の中で困っている状況であったり、保護者がお子さんの発達を心配されていたり対応に困っていらっしゃるような場合には、こども発達相談センターの利用をお勧め下さい。

Q３　保護者に、こども発達相談センターの利用を勧めるには、どのように伝えればいいですか？

A３　お子さんについての保護者のご心配や困りごとを聞き取り、保護者や園と一緒にお子さんへのよりよい関わり方を考える場としてセンターをご紹介いただけたら良いと思います。

　　 来所相談は予約制です（TEL047-409-1754）。保護者の承諾なく、ご相談の内容が外部に提供されることはありません。

＊保護者がお子さんの困り感に気づいていない時は、まずは園での様子について、具体的な例を挙げながらお子さんが困っていることを伝えてみてください。実際の活動の様子を見てもらう場面を設けたりすることで、お子さんの困り感に気づいてもらえることもあります。

また、「小学校の生活をスムーズにスタートするために、早いうちから相談を受けてみてはいかがですか？」「お子さんが楽しく過ごせるように、相談機関でのアドバイスを、園でも生かしていきたいと思います」等の伝え方も有効な場合があります。